

監査報告書

学校法人 桜花学園

理事会 御中

評議員会 御中

令和8年 5月 29日

監事

村瀬 昌弘 

監事

柴田 明 

私たちは、学校法人桜花学園の監事として、私立学校法第52条及び寄附行為第29条の規定に基づき、同学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内

私たち監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法により監査を実施しました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築

及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」(令和6年(2024)年3月12日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書)並びにその附属明細書及び財産目録について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。

- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及び財産目録の監査結果

会計監査人「EY 新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上